

平成28年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成28年12月22日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成28年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	5
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
会期の決定	6
報告第1号 専決事項の報告について	6
森本祐司枚方消防署長の提案理由の説明	6
認定第1号 平成27年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	7
中村圭一会計管理者の提案理由の説明	7
認定第1号採決	11
議案第13号 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	11
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	11
議案第13号採決	12
議案第14号 枚方消防署中宮出張所建替工事請負変更契約の締結について	12
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	12
議案第14号採決	13
議案第15号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について	13
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	13
北川健治副議長の質問	16
矢追政宏総務部長の答弁	16
北川健治副議長の再質問	16
矢追政宏総務部長の答弁	16
議案第15号採決	17
議案第16号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について	17
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	17
議案第16号採決	18
一般質問	18
松岡ちひろ議員の質問	18
府内消防組織の一体化について	
職場におけるハラスメントについて	
矢追政宏総務部長の答弁	19
松岡ちひろ議員の再質問	20
府内消防組織の一体化について	

職場におけるハラスメントについて（要望）	
藤中明広消防長の答弁	20
松岡ちひろ議員の再質問	21
府内消防組織の一体化について（要望）	
森本雄一郎議員の質問	21
消防広域化研究会の研究内容の進捗状況と今後の予定について	
消防広域化の方式について	
矢追政宏総務部長の答弁	21
森本雄一郎議員の再質問	22
事務委託方式の経費分担額について	
矢追政宏総務部長の答弁	22
森本雄一郎議員の再質問	23
事務委託方式の経費分担額について（要望）	
西田昌美議員の質問	23
女性消防吏員について	
矢追政宏総務部長の答弁	24
西田昌美議員の再質問	25
女性消防吏員について（要望）	
野村生代議員の質問	25
障害者グループホームにおけるスプリンクラー設備の設置について	
滝本耕三予防部長の答弁	27
野村生代議員の再質問	27
公表制度について	
滝本耕三予防部長の答弁	27
野村生代議員の再質問	28
障害者グループホームにおけるスプリンクラー設備の設置について（要望）	
公表制度について（要望）	
伏見隆管理者閉会のあいさつ	29
岡林薫議長閉会のあいさつ	29
閉会（午前11時25分）	29

平成28年12月22日（木）

平成28年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成28年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成28年12月22日（木）

出席議員（16名）

1番	井川	晃一	7番	工藤	衆一	13番	野村	生代
2番	岡	由美	8番	坂光	勇哉	14番	松岡	ちひろ
3番	岡沢	龍一	9番	高見	雄介	15番	森本	雄一郎
4番	岡林	薫	10番	千葉	清司	16番	八尾	善之
5番	北川	健治	11番	西田	昌美			
6番	木村	亮太	12番	丹生	真人			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	古川	昌純
副管理者	北川	法夫	枚方消防署長	森本	祐司
副管理者	長沢	秀光	枚方東消防署長	宮崎	洋道
会計管理者	中村	圭一	寝屋川消防署長	東口	敏巳
消防長	藤中	明広	警防部参事	岡田	光司
消防次長	幸	徹	予防部参事	植村	忠由
消防次長兼予防部長	滝本	耕三	枚方市市民安全部長	宮本	勝裕
総務部長	矢追	政宏	寝屋川市危機管理監	岡本	和博

議 事 日 程（平成28年12月22日 午前10時00分開会）

- | | | |
|------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 報告第1号 | 専決事項の報告について |
| 日程第3 | 認定第1号 | 平成27年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第13号 | 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第14号 | 枚方消防署中宮出張所建替工事請負変更契約の締結について |
| 日程第6 | 議案第15号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第16号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | | 一般質問 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 藤木浩介

(午前10時00分)

○岡林薫議長 皆様、おはようございます。本日は、枚方寝屋川消防組合議会を招集させていただきましたところ、年末何かとご多用にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから平成28年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。

平成28年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、早朝よりご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今年も残すところあとわずかとなり、火災が起こりやすい時期を迎え、本消防組合では、12月1日から歳末警戒に入り、20日からは体制を一層強化し、昼夜にわたり特別警戒を実施しております。また、不特定多数の方が利用し、混雑が予想される大型量販店等を対象に特命の立入検査を実施し、利用者の安全確保と防火管理の強化にも努めているところでございます。市民の皆様には、健やかな新年を迎えていただくためにも、引き続き気を引き締めながら、警戒・予防活動に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

さて、この1年の災害を振り返りますと、二度にわたり震度7を観測した4月の熊本地震をはじめ、8月から9月にかけて日本列島に上陸した6個の台風や最大震度6弱を観測した10月の鳥取県中部地震など、今年も全国各地でさまざまな災害が発生し、多くの尊い生命と財産が失われております。

枚方・寝屋川両市では、幸いにも大きな災害はありませんでしたが、昨今、こうした災害は、いつ、どこで発生するかわからない状況であり、また、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で予測されています。そのため、本消防組合と両市消防団との間で大規模災害時における連携のあり方について協議を重ねてきた結果、発災後の初動体制や多発した火災への対応等について一定の考え方や方向性を集約したところです。今後は、この取りまとめたものを、消防職員はもとより消防団員一人一人にさまざまな機会を通じて周知徹底を図りながら、地域防災力の強化や危機管理体

制の充実に取り組んでまいります。

議員の皆様にも大変ご心配をおかけいたしました新消防本部庁舎の免震ゴム装置の偽装問題につきましては、東洋ゴム工業株式会社からの損害賠償として約1,750万円を本年7月20日に受領し、収束したところでございます。

現在建設中の枚方消防署中宮出張所の建て替え工事につきましては、旧庁舎の基礎コンクリートと地盤の関係上、工期の延長が必要となり、本定例会におきまして、当該工事の請負変更契約の締結の議案を提案させていただいております。工期延長により同出張所管内における消防力が低下しないよう、引き続き適切な対応を行ってまいりますので、議員の皆様には何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

昨今、枚方・寝屋川両市の人口が減少していく中、救急件数は、毎年右肩上がりが増加し、今年も既に3万件を超え、昨年を上回ることは確実な状況です。特に、救急件数の7割近くを占める軽症への対策として、ケーブルテレビやFMひらかた等あらゆる広報媒体を活用するとともに、「救急安心センターおおさか」や「ひらかた健康ほっとライン24」の市民への周知を図りながら、救急車の適正利用を市民の皆様呼びかけているところです。

本年4月に設置しました「枚方市、寝屋川市及び交野市市域におけるドクターカー導入の検討会」につきまして、先日、消防組合議員の皆様をはじめ両市議会議員の皆様に対し、ドクターカーによる効果や導入に係る経費など、検討会の報告書案を説明させていただきました。本検討会では、3市域で発生する重篤な傷病者の救命率の向上を図り、予後の改善や社会復帰率を高めていくために、今後はドクターカーの運用方法等の検討を行い、引き続き、議員の皆様丁寧に説明を行いながら、来年4月の運用開始を目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本消防組合と交野市消防本部との間で設置しました「枚方市、寝屋川市及び交野市における消防の広域化研究会」につきまして、間もなく研究会の報告書案を集約する運びとなっています。今後、全員協議会などを通じて議員の皆様にご報告させていただきますとともに、広域化の有益性等について判断していきたいと考えております。

本年4月からスタートしました重大な消防法令違反のある防火対象物に対する公表制度につきまして、現在、寝屋川市内で1カ所公表していますが、同制度を通じて違反対象物の是正に取り組んできた結果、85%以上の対象物で違反が改善されるなど、

この制度の効果がはっきりとあらわれております。火災予防の観点からも、今後も、職員一丸となって強い使命感を持って、粘り強く査察・違反是正指導に努めながら、違反ゼロを目指してまいります。

このように、本消防組合では、さまざまな課題を抱えておりますが、今後も、市民の皆様から信頼される消防行政の確立と安心・安全のまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましては、温かいご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、平成27年度消防組合歳入歳出決算の認定以外に専決事項の報告や条例改正の議案等を提案させていただいておりますので、何とぞよろしくご審議の上、ご認定、ご可決いただきますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

○岡林薫議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、事務局から諸般の報告があります。

○藤木浩介事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議の出席議員は16名、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成27年度 平成28年5月分及び平成28年度5月分から10月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○岡林薫議長 ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第70条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。2番岡議員、6番木村議員。以上のとおりです。よろしく願いいたします。

次に、事務局から議事日程の報告があります。

○藤木浩介事務局長 議事日程

- | | |
|------|------------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定について |
| 日程第2 | 報告第1号 専決事項の報告について |
| 日程第3 | 認定第1号 平成27年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第13号 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号） |

日程第5 議案第14号 枚方消防署中宮出張所建替工事請負変更契約の締結について

日程第6 議案第15号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について

日程第7 議案第16号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について

日程第8 一般質問

以上です。

○岡林薫議長 それでは、ただいまの議事日程により本日の会議を進めてまいります。

それでは、初めに、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今議会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 報告第1号 専決事項の報告についてを議題といたします。

専決第1号 損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。森本枚方消防署長。

○森本祐司枚方消防署長 ただいま上程いただきました報告第1号の専決第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページをお開き願います。

事故の概要につきましては、平成28年9月8日木曜日、午前8時20分ごろ、救急事案に出動し、傷病者を搬送中の枚方消防署渚出張所の救急車が、枚方市出屋敷元町1丁目46番付近の府道枚方交野寝屋川線体育館北交差点を通過する際に、右折のため交差点中央付近で停車していたワゴン車が突然前方に動き出して、ワゴン車左前部分が救急車の右側後方部分に接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

損害賠償につきましては、平成28年11月28日に相手方のORSコジマ株式会社との示談が整い、当方の事故の責任割合10%となる6,923円を負担したものでございます。

なお、本件の救急事案は、事故後即時に他の救急隊を出動させ、万全の処置を講じて対処しましたことを申し添えます。

参考資料といたしまして、3ページに示談書、4ページに事故概況図を添付しておりますので、ご参照願います。

事故原因につきましては、救急車が赤信号の交差点を通過する際に、減速しながら左右の安全と、歩行者及び交差点内の車両が確実に停止したことを目視で確認した上で交差点に進入いたしました。が、イヤホンをしていた相手方の運転者が救急車の接近に気づかずに右折を開始したため、ワゴン車が当方車両と接触するに至ったものでございます。

当方は緊急走行中であることから、赤色灯点灯とサイレン吹鳴により、相手方が進路を譲って停車してくれたものと思ひ込み、安易に交差点を通過したために発生したもので、優先通行権を過信し、確実な交通状況の把握を怠ったことによるものです。ご迷惑をおかけしました関係者の方々に深くおわび申し上げます。

事故後直ちに、事故当事者に対しましては、注意喚起と再発防止を指導いたしました。また、全職員に対し、「赤信号交差点進入要領」を遵守させるとともに、研修などを通じまして、今後も、安全運転の徹底と、交通事故の防止に努めてまいる所存です。

○岡林薫議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、日程第2 報告第1号の専決事項の報告を終結いたします。

次に、日程第3 認定第1号 平成27年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中村会計管理者。

○中村圭一会計管理者 ただいま上程いただきました認定第1号 平成27年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員のご意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

平成27年度は、5月の川崎市簡易宿泊所火災や10月の広島市飲食店火災など大きな火災が発生し、また、9月の関東・東北豪雨による土砂災害など、全国各地でさまざま

まな災害が発生し、多くの尊い命と財産が失われ、改めて危機管理体制の重要性を再認識する年となりました。

本消防組合では、平成28年2月に完成しました新消防本部庁舎を拠点に枚方・寝屋川両市域の消防・救急・救助体制のさらなる強化に努め、「市民の安全・安心の確保」に取り組んでいるところでございます。

今後、平成29年度から新消防本部庁舎建設に伴う償還が始まることで、より厳しい財政状況が予測されますが、消防の使命を果たすため、柔軟な組織体制の構築と効率的・効果的な業務執行に努めてまいります。

それでは、お手元の歳入歳出決算書に基づきご説明を申し上げます。

決算書の4ページをお開き願います。

まず、歳入の状況でございますが、第1款 分担金及び負担金から第9款の繰越金までを合わせました歳入合計は、81億7,024万8,207円でございます。

一方、歳出の状況でございますが、6ページをお開きください。第1款 議会費から第5款 予備費までを合わせました歳出合計は、80億6,142万1,941円で、右下、欄外の歳入歳出差引残額は1億882万6,266円となっております。

恐れ入ります。36ページをお開きください。

実質収支につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億882万6,000円の黒字となっております。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

恐れ入ります。12ページにお戻り願います。

歳入関係でございますが、第1款 分担金及び負担金の収入済額は70億7,795万5,368円で、構成両市からの負担金として、枚方市からは42億1,940万6,550円を、寝屋川市からは28億3,111万7,000円を、また、交野市からは、消防指令業務の共同運用に係る負担金として2,743万1,818円をそれぞれ収入したものでございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は847万4,360円で、主に危険物関係許可申請等手数料などでございます。

次に、第3款 国庫支出金は1,789万9,000円で、その内容といたしましては、次ページの14ページをお開きください。第1項 国庫補助金の内訳は、消防防災施設整備費等補助金と、新消防本部庁舎外構の外壁工事に係る枚方宿歴史的景観保全地区周辺における住環境整備の社会資本整備総合交付金でございます。

次に、第4款 府支出金は613万4,000円で、常備消防費府補助金でございます。

次に、第5款 財産収入は2,616万8,600円で、第1項 財産売払収入は、星丘官舎跡地の土地売払収入2,580万円と、次ページの16ページに移りまして、公用バイク18台の物品売払収入36万8,600円でございます。

第6款 寄附金の歳入はございません。

次に、第7款 諸収入は3,240万5,254円でございます。その内訳といたしましては、第1項 組合預金利子として762円、第2項 雑入は、構成両市へ派遣しております再任用職員の人件費相当の収入、防火管理講習会収入など3,240万4,492円でございます。

次に、第8款 組合債は9億440万円で、新消防本部庁舎建設工事、消防情報システム整備、消防救急デジタル無線整備及び消防車両購入に係る消防防災施設整備事業債でございます。

次ページの18ページをお開きください。

第9款 繰越金は9,681万1,625円で、平成26年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計は、19ページ最下段のとおり、81億7,024万8,207円でございます。

次に、歳出関係についてご説明申し上げます。

次ページの20ページをお開きください。

第1款 議会費の支出済額は243万4,197円で、議会運営に要した費用でございます。

第2款 総務費は112万6,461円でございます。主な内容といたしましては、特別職報酬、公平委員会委員報酬、監査委員報酬などでございます。

次ページの22ページをお開きください。

第3款 消防費は77億4,689万9,508円でございます。

その内容につきましては、次ページの24ページをお開きください。

第1目 常備消防費66億2,215万2,530円の主な内容といたしましては、第1節 報酬が1,040万9,127円、第2節 給料が25億2,111万2,449円、第3節 職員手当等が26億95万397円。

次ページの27ページをお開きください。

第4節 共済費が8億9,556万5,173円、第11節 需用費が2億1,863万5,199円でございます。

次ページの29ページをお開きください。

第12節 役務費は6,276万5,465円。

第13節 委託料は1億4,191万30円で、消防情報システムの保守及び消防総務事務等業務委託に係る費用でございます。

第14節 使用料及び賃借料は3,561万9,013円で、消防情報システム機器の借り上げなどの費用でございます。

第18節 備品購入費は4,004万1,612円で、新消防本部庁舎用の庁用器具等の購入費用でございます。

第19節 負担金、補助及び交付金は7,597万8,313円で、枚方市からの派遣職員の人件費負担などでございます。

次ページの30ページをお開きください。

第2目 消防施設費は11億2,474万6,978円で、この主な内容といたしましては、第15節 工事請負費が9億32万4,481円で、新消防本部庁舎建設工事、消防情報システム及び消防救急デジタル無線整備に係る費用でございます。

第18節 備品購入費は2億77万2,000円で、化学車1台、救急車3台、指揮車2台の消防車両の購入費用でございます。

次に、第4款 公債費は3億1,096万1,775円で、新消防本部庁舎建設、消防車両更新事業等に係る地方債の元金償還金と利子償還金でございます。

次に、次ページの33ページをお開きください。

以上、最下段の歳出合計は80億6,142万1,941円でございます。

なお、37ページから43ページまでの「財産に関する調書」につきましては、勝手ながら説明は省略させていただきます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、平成27年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

配付いたしております「決算審査意見書」並びに「決算に関する主要な施策の成果」をご参照いただきまして、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○岡林薫議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第4 議案第13号 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第13号 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算の内容といたしまして、枚方市への契約事務の一部委託に伴い、平成29年度当初から業務を開始する各事業について、今年度中に契約手続を行う必要がある経費につきまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の6ページをお開き願います。

第1条 債務負担行為の設定につきましては、第1表 債務負担行為によりご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1表 債務負担行為のとおり、今年度中に契約手続を行う必要がある受付業務委託など合わせて23件を設定するものでございます。

8ページに「債務負担行為に関する調書」を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○岡林薫議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議案第14号 枚方消防署中宮出張所建替工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第14号 枚方消防署中宮出張所建替工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の12ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

変更内容につきましては、契約条項第21条の規定により、請負人から工期延長の請求がありましたので、期日の「本契約締結日から平成29年2月17日まで」を「本契約締結日から平成29年3月15日まで」に変更をお願いするものです。

契約条項その他では、本契約の効力につきまして、枚方寝屋川消防組合議会の議決を経て生じるものとしております。

変更理由の詳細につきましては、13ページの工事概要書(変更)を参照願います。当初は、旧庁舎の既存の基礎コンクリートを取り除く予定でしたが、地盤の状況を確認すると、周囲の土が崩壊するおそれがあることが判明し、既存基礎を一部存置することといたしました。これにより、存置基礎と隣地境界との間の部分については当該工法における改良土の攪拌が困難となり、当該部分については工法を一部変更することといたしました。

これらの計画変更に伴い、構造計算の修正、計画通知の変更及び地盤強度確認試験を行うために日数を要したことから、工期の延長を行うものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○岡林薫議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第15号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第15号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の14ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、平成28年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

勧告の主な内容といたしまして、公務員の給与水準が民間給与を下回っていたことを踏まえ、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当につきましても、民間事業所における特別給の支給状況を踏まえ、0.1月分引き上げるものでございます。

また、扶養手当につきまして、配偶者に係る手当を減額するとともに、子に係る手当を増額する措置を段階的に講じるものでございます。

本消防組合としまして、構成市であります枚方市及び寝屋川市と協議をいたしまして、勧告に準じた給与改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、本年の人事院勧告に伴う正職員の給料表の改定内容につきましては、議案書の16ページ及び17ページに改定後の給料表を掲載しております。

なお、給料表の改定率につきましては、給料表の適用を受ける職員の平均で0.2%と

なっております。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の27ページをお開き願います。

改正条例の第1条関係は、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正でございます。

第37条第2項の改正は、勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。

平成28年12月期の支給率を、正職員は100分の90、再任用職員にあっては100分の42.5とするものでございます。

附則第8項は、平成28年12月期の勤勉手当の支給月数の変更に伴い、現在1.5%の減額措置を受ける職員の、勤勉手当の総額から減じる額の算定に用いる乗率を改正するものでございます。

議案書の28ページをお開き願います。

改正条例の第2条関係は、給与条例の平成29年4月改正実施分に関する規定でございます。

第16条から第19条の2までは、扶養手当に関する規定を改めるものでございます。

第16条は、給料表の9級の職にある職員について、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととするものでございます。

第17条は、扶養親族の範囲として、ともに第2号に規定していた子と孫を分けて規定するよう改めるものでございます。

第18条は、扶養手当の月額を、子については1万円、子以外の扶養親族について、給料表8級の職にある職員は3,500円、それ以外の職員には6,500円と改めるものでございます。

続く第19条から29ページの第19条の2は、今回の支給額の変更に伴い、扶養親族の届け出や支給時期に係る規定を改めるものでございます。

31ページをお開きください。

第37条第2項は、平成29年度以降の勤勉手当について、第1号は、正職員の支給率を6月期、12月期ともに100分の85に、第2号は、再任用職員の支給率を6月期、12月期ともに100分の40に改めるものでございます。

附則第8項につきましては、平成29年度以降における勤勉手当について、支給月数の変更に伴い、現在1.5%の減額措置を受ける職員の、勤勉手当の総額から減じる額の

算定に用いる乗率を改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の32ページをお開き願います。

改正条例の第3条関係は、枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正でございます。

本改正は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、介護時間が新設されたことに伴い、職員の休暇として「介護時間」を設けるものでございます。

第11条は、休暇の種類に、新たに介護時間を追加するものでございます。介護時間につきましては、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額するとともに、任命権者の承認を受けなければならないこととするものでございます。

改正条例の第4条関係は、枚方寝屋川消防組合一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例の一部改正でございます。

第19条は、非常勤職員についても、正職員に準じ、介護時間休暇を取得できるよう規定するものでございます。

恐れ入りますが、21ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項第1号については、介護休暇に関する改正については平成29年1月1日から、第1項第2号については、扶養手当及び平成29年度以降に係る期末・勤勉手当の見直しについては平成29年4月1日から、それ以外の改正については公布の日から施行することを規定するものでございます。

第2項について、人事院勧告に基づく改定後の給料表については、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第3項について、本年12月期の期末・勤勉手当の改正につきましては、平成28年12月1日から適用するものでございます。

第4項につきまして、改正前の条例により支給した給与は、改正後の条例による内払いである旨の規定でございます。

議案書22ページから26ページの第5項から第7項については、扶養手当の改定につきまして、平成32年4月の制度完成まで、段階的に実施するための経過措置でございます。

なお、参考といたしまして、本年度実施の人事院勧告に伴います影響額としまして、おおむね3,700万円増加し、一般職の1人当たりの平均支給額は、おおむね4万2,000

円でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○岡林薫議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

北川副議長。

○北川健治副議長 少し確認させていただきたいと思います。

別表第1 給与表がありますね。これは、国家公務員には別表1からずっとありまして、行政職1とか2とか3とか公安職とかありますね。そのどれが適用されているのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、その適用している分は、違っているのか、全くそのとおり適用しているのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○岡林薫議長 では、答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 お答えします。

行政職の1に該当します。国家公務員の場合と同じ内容になっております。

以上です。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はございますか。

北川副議長。

○北川健治副議長 今回の答弁では、行政職1を適用しているということをお聞かせ願いました。行政職1だったら、たしか1級から10級まであるのですが、どういう関連でそういう表を適用されているのか、そこを聞きたいです。行政職1は、たしか10級までであると思います。それを適用していない理由とか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 再度のご質問にお答えします。

本消防組合の場合、1級から9級までの役職に応じた適用ということで、国家公務員の給料表に合わせているということになります。

以上です。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はございますか。よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 議案第16号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第16号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の33ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、雇用保険法の改正により、65歳に達した日以後に新たに雇用される者について、雇用保険の適用の対象とされたこと等に伴い、規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の37ページをお開き願います。

第10条の改正は、失業者の退職手当について、雇用保険法の改正により、65歳以上の被保険者である高年齢被保険者が失業した場合には、高年齢求職者給付金を支給することとされたことなど、及び広域求職活動費が求職活動支援費に改められ、給付が拡大されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、34ページにお戻り願います。

附則といたしまして、施行日を平成29年1月1日とするものでございます。

附則第2項から第5項までは、「高年齢求職者給付金の額に相当する退職手当の支給に係る勤続期間」に関する経過措置並びに「求職活動支援費の額、就業促進手当の額及び移転費の額に相当する退職手当の支給」に関する経過措置について定めるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○岡林薫議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第8 一般質問を行います。一般質問については、野村議員、松岡議員、西田議員、森本議員から通告がありましたので、順次質問を許します。

初めに、松岡議員の質問を許します。松岡議員。

○松岡ちひろ議員 一般質問の機会を与您にいただき、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、通告に従って質問を行っていきます。

まず初めに、府内消防組織の一体化について質問いたします。

今年の8月24日付の大阪消防庁についての新聞報道についてですが、この報道によれば、枚方寝屋川消防組合は「大阪消防庁について賛成している」と書かれています。改めて消防庁構想についての見解をお尋ねいたします。

さらに、11月28日にも新聞報道がされ、9月には、複数の消防本部担当者参加のもとで勉強会も開催されているようです。どういった内容だったのかお尋ねいたします。続きまして、職場におけるハラスメントについてお尋ねいたします。

消防本部職員による職場での暴力行為などが相次ぐ中で、今年2月には、消防庁から消防本部などに向けて、パワハラ防止の取り組みに努めるよう文書が出されています。

枚方市役所では、ハラスメント防止と根絶に向けた対策の1つとして、全職員を対象にしてアンケート調査などが取り組まれているところです。これがそのアンケート調査の調査結果となっていますが、枚方寝屋川消防組合ではハラスメントについてどのような認識をされているのか、また、どのような取り組みをされているのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 松岡議員のご質問にお答えいたします。

平成28年8月24日の新聞報道では、府内27消防本部のうち、19本部が「メリットがある」とし、さらに、19本部中、本消防組合を含む5消防本部が賛成であると報道されておりました。

本消防組合としましては、「賛成」とも「反対」とも明言しておらず、解決すべき課題は山積していますが、大阪全体で議論を進めることについて異論はないと回答したものです。

また、現在、大阪府が主体となって、大阪府全体の消防力を上げていくことを目的に設置された「消防力強化のための勉強会」では、府内消防本部が抱える課題や消防の広域化、広域化以外の水平連携の方策等について議論が行われていると聞いております。

次に、職場におけるハラスメントにつきましては、本消防組合では、ハラスメントに関するアンケート調査は行っておりませんが、セクハラやメンタルヘルス等の悩みに対応できる各種相談制度を設置しております。

制度の内容につきましては、セクハラ相談は「研修を受けた職員」や「外部の専門家」による相談を、当事者が利用しやすい方を選択できるものとしております。

また、メンタルヘルスにつきましては専門医を紹介し、その他の相談につきましては、管理職員を生活相談員に指名するなど、職員が容易に相談できる制度としております。

その他の取り組みとしまして、職場におけるハラスメントを防止するため、他市消防本部等でハラスメントに関する不祥事があった場合、その都度、服務規律の徹底について通達を發し、類似事案の発生防止に努めているところでございます。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 それでは、質問、要望、2回目を行っていきたいと思います。

まず、府内消防組織の一体化についてですが、それについては再質問を行っていきます。次に、ハラスメントについては要望とさせていただきます。

初めに、ハラスメントについての要望ですが、セクハラ的外部相談窓口の受付は市役所とともにできているというわけですし、アンケート調査もあわせて行うことを求めます。

また、さまざまな相談は、時に職場でするにはしんどいこともあるのが当然です。9月議会我が会派の質問では、「セクハラ以外のハラスメントについても外部相談窓口を検討する」と答弁が出ているところです。改めて、消防職員も含めた、さまざまなハラスメントに対応する外部相談窓口を設置していただくことを求めます。

次に、消防組織の一体化についての再質問ですが、府内消防組織の一体化について府の勉強会が行われることについては異論がないとされたことには一定理解することができますが、では、枚方寝屋川消防組合としての今回の消防組織の一体化についての見解をお尋ねいたします。

○岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

藤中消防長。

○藤中明広消防長 松岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

本消防組合は、枚方市と寝屋川市で構成されている一部事務組合のため、広域化を否定できる立場ではありません。

消防を取り巻く環境が著しく変化する中、特に大規模災害時に迅速かつ適切に対応していくためには、大阪府全体の消防力の強化が課題であり、そのためにも大阪府内の消防組織の広域化や一体化について議論を重ねていくとともに、相互応援など水平連携についても検討していくことが必要であると考えております。

一方、消防組織の一体化に当たっては、府内各市町村の財政力格差による財政上の大きな問題や消防団との課題整理、大規模災害時における各市町村との関係など、さ

まざまな課題があることも認識しているところでございます。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 それでは、3回目は要望とさせていただきます。

実際のところ、消防組織の一体化は難しいと認識されているようです。消防は市町村業務であることなども含め、私たちは、「消防は単独消防で」と、この間も一貫して求めてまいりました。改めて、現在、枚方寝屋川消防組合の管理者である伏見市長も、かねてから市議会では単独消防を求めておられたわけですし、その実現を目指すべきだとして、私からの一般質問を終わりたいと思います。

○岡林薫議長 続きまして、森本議員の質問を許します。

森本議員。

○森本雄一郎議員 一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

枚方市、寝屋川市及び交野市における消防の広域化についてお尋ねします。

まず、平成28年11月に開催されました全員協議会において、枚方寝屋川消防組合と交野市消防本部との間で設置している消防の広域化研究会の報告がありましたが、以降の研究内容の進捗状況と、研究会が完結するまでの今後の予定についてお答えください。

次に、消防広域化の方式についてお尋ねします。

事務委託方式と組合方式、それぞれのメリットとデメリットをお答えください。また、それぞれの方式を採用した場合の経費分担額とその根拠をお答えください。組合方式については、平成28年度当初予算をもとに3構成市の分担金をお示しください。

○岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 森本議員のご質問にお答えします。

消防の広域化研究会につきましては、本年5月から12月までの間に合計4回開催し、本消防組合と交野市消防本部の消防力等の比較や、広域化した場合のそれぞれのメリット・デメリット、組織体制等について研究してまいりました。今後は研究会の報告書を集約し、理事者、関係部局への説明、報告を行い、広域化についての議論をさらに進めていくかどうかを検討してまいります。

次に、広域化の方式につきまして、組合方式のメリットは、構成市町村が基本的に同じ立場で組織運営に参画できることであり、デメリットは、意思決定の迅速性に欠けることや、議会や監査部門の組織の再構築が必要なことです。

事務委託方式のメリットとしては、事務権限の所在が明確になることであり、デメリットは、委託市町村の議会や住民は消防事務に関する関与が十分にできないことです。

また、組合方式と事務委託方式を採用した場合の経費分担額につきましては、現在のところ算定しておりません。

なお、ご質問のとおり、平成28年度予算をもとに、仮に3市の分担金を試算した場合、枚方市は約41億8,000万円、寝屋川市は約26億3,000万円、交野市は約10億3,000万円となり、現負担額と比較すると、枚方市で約1億8,700万円の減額、寝屋川市で約1億7,500万円の減額、交野市で約3億6,300万円の増額となります。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

森本議員。

○森本雄一郎議員 各質問に対して丁寧なご答弁、ありがとうございます。

1点、再質問を行います。

事務委託方式と組合方式を採用した場合の経費分担額についてですが、組合方式の場合は数字でお答えいただいて、一定理解できます。事務委託方式の場合はまだ算定していないということですが、事務委託方式を採用した場合、交野市は委託金を枚方寝屋川消防組合に支払うわけですが、交野市の消防分の地方交付税額が事務委託料に到底満たないという可能性は出てこないでしょうか。

○岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 森本議員の2回目のご質問にお答えします。

仮に単位費用と測定単位である人口、補正係数で交野市の消防費の基準財政需要額を算定した場合、同基準財政需要額は、交野市の平成28年度予算の消防費を上回っている状況であることから、また、消防費につきましては、常備消防費と非常備消防費で構成されていることから、事務委託の場合の経費分担額を算定していない現段階ではどちらとも言及できません。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

森本議員。

○森本雄一郎議員 確かに事務委託方式での経費分担構成を研究していない段階では想定しにくいことはわかります。仮に、先ほどのご答弁でありました平成28年度当初予算をもとにした組合方式での試算額を見た場合、また、消防力等の質、量が上がれば、交野市の消防経費は現行より上がるのは当然です。となれば、交野市の消防分の地方交付税額分が設定される事務委託料に満たなく、差額が出てくる可能性も考えられますし、また、大阪府内の消防本部における消防分の地方交付税の充足状況を見ると、約7割の消防本部が未充足というデータもあります。

以上のことから、今後、広域化の議論を進めていく場合には、仮に差額が生じたとしても、消防組合側からの持ち出しはないようにしていただくことを強く求めておきます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○岡林薫議長 続きまして、西田議員の質問を許します。

西田議員。

○西田昌美議員 西田昌美です。一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。通告に従いまして、質問を行います。

女性消防吏員についてお聞きいたします。

平成27年7月29日に各都道府県知事に向けた「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」の通知で、「消防の分野においては、平成27年4月1日現在、全国の消防吏員に占める女性の割合は2.4%と非常に少なく、残念ながら、女性活躍推進に係る取組では他の分野に大きく遅れているのが現状です」として、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」においてまとめられた報告書には、女性消防吏員の計画的な増員の確保として目標が設定されており、消防全体として、消防吏員における女性消防吏員の全国の比率を、平成38年度当初までに5%に引き上げることとされています。そして、都道府県においては、市町村に対し、積極的に取り組むよう周知徹底するようにと通知がされています。

そのような中で、枚方寝屋川消防組合においては、女性消防吏員の活躍推進についてどのように位置づけ、進めていかれるのかお答えいただきたいと考え、以下の質問をいたします。

1、枚方寝屋川消防組合には、現在何人の女性消防吏員がおられますか。また、そ

れは全職員の何割に当たりますか。

2、女性消防吏員の職域は定めがあるのですか。男性消防吏員との区別はあるのでしょうか。

3、国が目標としている、平成38年度当初までに女性消防吏員の割合を5%にするという目標に対して、本消防組合としてどのように計画をされていますか。また、具体的にどのように取り組んでいかれる予定でしょうか。

4、女性消防吏員を増員していくに当たっての課題などはありますか。それはどのようなことでしょうか。

5、現在従事されている女性消防吏員に対して、母性保護、子育て支援などの観点から配慮していること、また、制度などはありますか。

以上のことについてお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 西田議員のご質問にお答えします。

本消防組合における女性消防吏員の人数とその割合につきましては、現在、初任教育生1人を含め16人で、全職員に占める割合は2.4%となっております。

女性消防吏員の職域の定めや就業上における男性との区別については、特に設けておりません。

現在の女性消防吏員の配置状況につきましては、毎日勤務部門では、総務や予防関係部署に6人、交替制勤務部門では、指揮支援・調査隊、情報指令課、消防担当や救急担当に9人を配置しております。

女性消防吏員の割合を5%に引き上げる計画及びその取り組みにつきましては、女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」を策定し、その計画において、国が示す平成38年度当初までに5%に引き上げる目標を共通目標とし、その中間年度に当たる平成32年度までに3.7%以上とすることを独自の目標としております。

具体的な取り組みといたしましては、女性に限定した採用説明会の実施や、採用試験募集パンフレットに女性消防吏員を特集したページを掲載するなど、女性がやりがいを持って働くことのできる「魅力ある職場」であることをPRしております。

女性消防吏員の増員に伴う課題につきましては、女性消防吏員の妊娠や出産、子育て

て期間における休暇・休業が長期にわたることから、その間、消防力の低下を招かないよう代替職員を確保していくことが課題となっております。

女性消防吏員に対する母性保護につきましては、就業上においては労働基準法における母性保護規定に基づき対応しており、妊娠等の期間については、毎日勤務へ配置転換するなど配慮しているところです。

また、出産や子育ての支援につきましては、産前・産後や子の看護休暇、育児休業などの休暇制度を利用できるものとしております。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

西田議員。

○西田昌美議員 ご答弁をいただきまして、ありがとうございます。再質問はありませんが、要望を述べさせていただきます。

女性消防吏員の活躍推進には、国も力を入れて取り組んでいると聞いています。女性消防吏員の増加を図るため、今後、社会人になられる女性に対して積極的にPRをしていること、女性消防吏員の活躍する専用サイトの開設を行うこと。また、消防大学においては女性消防吏員の研修機会の拡大を図るとともに、消防署などにおける女性の専用施設の整備に対して特別交付税措置を行うなど積極的に取り組んでいくとされています。また、女性消防吏員に対してのアンケート調査の実施や、女性消防吏員のさまざまな意見を聞いていくとされています。

女性消防吏員の活躍推進に向けて、枚方寝屋川消防組合においても、女性消防吏員の意見を聞いていただき、女性消防吏員を確保し、仕事と家庭の両立を望む職員に寄り添った制度や、職場環境づくりを進めていただきますよう求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○岡林薫議長 続きまして、野村議員の質問を許します。

野村議員。

○野村生代議員 一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

それでは、質問に入ります。

障害者グループホームにおけるスプリンクラー設置について伺います。

2013年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を受けて、従来は延べ面積275㎡以上のグループホームなどにスプリンクラー設備の設置が義務づけられていたのが、消防法の改正に伴い、障害者のグループホームについても重度の方が

多く住まわれる住居については、2015年4月から福祉施設とみなされ、どれほど小規模であっても、面積にかかわらず、スプリンクラーもしくはそれにかわる設置型の消火設備を2018年3月末までに設置することが義務づけられました。

枚方市内のグループホームは比較的小規模なものが多く、一戸建てや府営住宅などの共同住宅など、普通の住宅を活用しています。寝たきりの方が複数おられる普通の家庭に、スプリンクラーもしくはそれにかわる設置型の消火設備を義務づけるのでしょうか。安全面を重視され、よかれと思って行われた改正だと思いますが、アットホームな地域生活への移行ということでグループホームが各地で運営されているわけであり、スプリンクラーの義務づけが家庭的なグループホーム運営に対して大変高いハードルになってしまったと思います。

整備の対象となるグループホームのうち、府営住宅等の賃貸住宅については、所有者の承諾が得られなければ整備ができず、転居や退去を余儀なくされるケースが発生します。また、法人所有の一軒家であっても、スプリンクラーの設置もしくはそれにかわる設置型の消火設備は、準不燃物の内装への改修も含みますので、整備に膨大な費用がかかると伺っています。

このことから、国庫補助、もしくは枚方の場合は独自の補助金事業がありますが、その事業を活用しても、整備に係る大きな費用負担は各事業所の許容限度を超えてしまいます。

一方、大阪市消防局が2016年3月31日に発出したスプリンクラーの特例基準は、消防法令における内装不燃や全居室からの2方向避難の免除要件が一般住宅にはないため、4対1の夜間支援体制等の人的支援体制や避難時間が規定以内であるとの要件をもって読みかえているものであり、法令基準に比べ遜色なく、むしろ安全性は高いと考えられるところです。

2016年11月22日付で大阪府危機管理室消防保安課長から各消防本部消防長に対し、大阪市消防局の特例基準の考え方等を示すなど、福祉関係部局等との情報交換、連携強化を図るよう通知されています。

私は、12月14日、枚方市議会において、一般質問で枚方市に対してこの件で質問したところ、「大阪市の特例基準の適用を踏まえ、枚方寝屋川消防組合と協議を進めていく」という答弁をしていただきました。本消防組合としても大阪市の緩和策（特例基準）を適用すべきだと考えますが、見解を伺います。

○岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

滝本予防部長。

○滝本耕三予防部長 野村議員のご質問にお答えします。

本消防組合といたしましては、ソフト面の強化以上に、スプリンクラー設備を設置するほうが、入所者のより安全で安心できる最も有効な対策であると考えています。

今後も、構成両市の福祉部局など関係部局と協議を行いながら、人命の安全確保を最優先に指導してまいります。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

野村議員。

○野村生代議員 2回目も再質問させていただきます。

スプリンクラー設置に係って、公表制度について伺います。

公表制度は、従来、「不特定多数の者が利用する重大な違反のある防火対象物」に対する最終手段として実施されてきたものですが、昨今、障害者グループホームにも適用すると通知されています。

しかし、グループホームは不特定多数の者が利用するものではなく、障害者の居住に対する地域住民の偏見や差別意識が現在もある中、違反物件として公表されれば、本来の消防行政の意図とはかけ離れ、グループホームが地域からたちどころに追い立てられることも起こりかねません。

つきましては、そのような事情に鑑み、障害者グループホームについては公表制度から除外する、もしくは極めて慎重に取り扱うことをご検討いただきたいと思いますが見解を伺います。

○岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

滝本予防部長。

○滝本耕三予防部長 野村議員の2回目のご質問にお答えします。

違反対象物公表制度につきましては、重大な消防法令違反のある特定防火対象物につきまして、利用者等に危険性に関する情報を公表し、火災による被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者に防火安全体制の確立を促すため、本年4月から運用を開始したものであり、障害者グループホームを公表の対象から除くことは、本制度の趣旨に反するものと考えます。

今後も、これらの施設を含めまして、公表することなく、利用者等が安全で安心し

て暮らしていただける施設を目指し、指導してまいります。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

野村議員。

○野村生代議員 ご答弁ありがとうございます。3回目は要望とさせていただきます。

まず、スプリンクラー等設備設置の件ですが、枚方市内には比較的小規模のグループホームが多く、一戸建てや共同住宅など、普通の住宅に住まわれています。スプリンクラー設置もしくはそれにかわる設置型の消火設備の整備に係る膨大な費用負担は各運営者の許容限度を超えており、賃貸住宅については、所有者の承諾が得られなければ整備ができず、転居や退去を余儀なくされます。障害者の地域移行を推進する観点からは、グループホームの整備を進めていく必要がありますが、大阪市の特例基準の適用がなされなければ、このことが大きな阻害要因となってしまいます。

今回の答弁は、あまり前向きではないように感じますが、「構成両市の福祉部局など関係部局と協議を行いながら」という言葉から、枚方市としては、「大阪市の特例基準の適用を踏まえて」と述べているわけですから、枚方寝屋川消防組合としても、大阪市の特例基準の適用を視野に入れておられるという理解をさせていただきます。

人命の安全確保はもちろんのことでありますが、家庭的なグループホームでの生活も優先されるものだと考えます。絶対に住まいを失うことになってはならないと思っております。

東大阪市では、12月5日の議会で、消防局警防部長が、消防法施行令第32条の規定を適用する緩和基準の策定を検討する旨の答弁をされています。本消防組合としても、早期に大阪市の特例基準の適用を判断されることを強く要望いたします。

また、公表制度に関しましては、質問でも述べましたように、障害者の居住に対する地域住民の偏見や差別意識が現存する中、違反物件として公表されれば、本来の消防行政の意図とはかけ離れ、グループホームは地域からたちどころに追い立てられてしまうことにもなりかねません。極めて慎重に取り扱うことを要望し、私の質問を終わります。

○岡林薫議長 以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本日の会議に付された案件は全て終わりました。

閉会に際しまして、管理者からの挨拶をお受けいたします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

年末のことのほかお忙しい中、各案件につきまして慎重にご審議いただき、いずれもご認定、ご可決いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。本日いただきましたご意見につきましては、今後の消防行政に反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

枚方・寝屋川両市の市民の皆様には健やかな新年を迎えていただけるよう、本消防組合としても職員一人一人が一層気を引き締め、年末年始の業務に当たってまいり所存です。

なお、新春恒例の消防出初式につきましては、1月8日日曜日、午前10時から、枚方市三矢地先 淀川河川公園・枚方地区 アクアシアターにおいて、枚方市・寝屋川市の各消防団と消防組合の合同で実施する予定です。

寒さ、まことに厳しい折ではございますが、議員の皆様にはぜひご臨席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○岡林薫議長 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、私からも閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年末、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席、本当にありがとうございました。また、この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

本年も残りわずかとなりました。皆様方には、つつがなく新年を迎えられますよう、高い席からではございますが、ご祈念を申し上げまして、本日の会議の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。

では、以上をもちまして、平成28年第3回消防組合議会を終わります。皆様、ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

(午前11時25分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成28年12月22日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 岡 林 薫

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 木 村 亮 太

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 岡 由 美